



## 申9号 『「変革2027」の実現に資する就業規則等の改正について』に関する

### 解明申し入れ 団体交渉を行う ③

#### 10. 通勤手当における並行した自社線以外の交通機関利用に関する見直しを行う目的を明らかにすること。

【組合】見直しの目的は何か。

【会社】組織再編により広範囲からの通勤が増加していること等を踏まえたこと、事務作業の簡素化も一つの要素に含まれる中で運用の変更を示している。

【組合】実乗車時間から全体時間に見直した理由は何か。

【会社】制度の整合性、煩雑さを含めた見直しである。

#### 11. 休日明示を変更する場合の取り扱いと「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」の変更点および、変更理由を明らかにすること。

#### 12. 休日明示を変更する場合の取り扱いと「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」の項目を新設した理由および、具体的な運用を明らかにすること。

##### 変更点や新設について主な議論内容

- ◆ 休日明示を変更する場合の取扱い「女性社員の妊娠により、予定した勤務に従事することが出来なくなった場合」を**新設**  
⇒ 女性社員の増加に伴うこと。母体保護の観点からできない業務もある中、休日明示を変えられないことで柔軟に対応ができない。平成2年から運用してきた時代の変化も踏まえて新設。
- ◆ 休日明示を変更する場合の取扱い、「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」で、「部外関連工事等の立ち合い等または部外との打ち合わせをおこなう必要が急遽生じた場合」の部外との打ち合わせを**追加**  
⇒ 融合と連携、組織再編などで多様な働き方になってきている中、部外の方との打ち合わせを2か月前から予定するとはならない。業務の種類が平成2年から変わってきていることを踏まえた。
- ◆ 休日明示を変更する場合の取扱い「乗務員養成のため同一箇所内において担務変更を命じた場合」を**新設**  
⇒ 融合と連携によって、同一統括センター内で担務変更もある。他区への異動との整合性を踏まえて新設。

【組合】協定に示されている休日についての考え方は変わるのか。

【会社】根本的な考え方は変わらない。項目を見直すものである。

#### 13. 施策実施を令和6年4月1日とした理由を明らかにすること。

【組合】なぜ令和6年4月1日なのか。

【会社】「変革 2027」で会社が持続的発展し、社員に還元していくことを掲げている。様々検討し、示せる段階となり示した

【組合】いつの勤務からが対象になるのか。

【会社】4月1日から第1種特別休日制となると、2か月前から休日明示しないといけない。勤務指定は3月25日。休日明示を変更する場合の取扱いなども4月1日からの勤務に適用となるので、2月25日の休日明示から新しい制度の対象となる。

【組合】通勤手当が変更になる場合は3月25日に支給なのか。把握はいつからか。

【会社】前広に調査した中で前月に支払うようにする基本は変わらない。給与スケジュール踏まえて一定程度の期間を必要と考える。

【組合】実施までの社員説明等はどのようにするのか。

【会社】スポットをあてて変更するものと広く変更するものとあるので、期間を設けて余裕をもって対応することが大切と考える。

**私たちの働き方が融合と連携などの施策によって大きく変化している今、自分たちの賃金、勤務にかかわるこの提案について職場の仲間と議論を深めよう！**